

令和4年2月24日

令和4年第1回
恵那市議会定例会議案



恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目 次

議第 1 号	恵那市基金条例の一部改正について	5
議第 2 号	恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	7
議第 3 号	恵那市子育て支援拠点施設設置条例の一部改正について	9
議第 4 号	恵那市福祉医療費助成に関する条例の一部改正について	11
議第 5 号	恵那市老人福祉施設条例の一部改正について	13
議第 6 号	恵那市消防関係手数料徴収条例の一部改正について	15
議第 7 号	恵那市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	17
議第 8 号	恵那市学校給食センター設置条例の一部改正について	23
議第 9 号	令和 3 年度恵那市一般会計補正予算 (第 9 号)	別冊
議第 10 号	令和 3 年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	別冊
議第 11 号	令和 3 年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	別冊
議第 12 号	令和 3 年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	別冊
議第 13 号	令和 3 年度恵那市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)	別冊
議第 14 号	令和 3 年度恵那市病院事業会計補正予算 (第 3 号)	別冊
議第 15 号	令和 3 年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算 (第 2 号)	別冊
議第 16 号	令和 4 年度恵那市一般会計予算	別冊
議第 17 号	令和 4 年度恵那市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議第 18 号	令和 4 年度恵那市介護保険事業特別会計予算	別冊
議第 19 号	令和 4 年度恵那市遠山財産区特別会計予算	別冊
議第 20 号	令和 4 年度恵那市上財産区特別会計予算	別冊
議第 21 号	令和 4 年度恵那市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議第 22 号	令和 4 年度恵那市水道事業会計予算	別冊
議第 23 号	令和 4 年度恵那市下水道事業会計予算	別冊
議第 24 号	令和 4 年度恵那市病院事業会計予算	別冊
議第 25 号	令和 4 年度恵那市国民健康保険診療所事業会計予算	別冊

議第 1号

恵那市基金条例の一部改正について

恵那市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年2月24日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、基金の名称を改めるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市基金条例の一部を改正する条例

恵那市基金条例(平成16年恵那市条例第44号)の一部を次のように改正する。
第3条の表恵那市過疎地域自立促進基金の項を次のように改める。

恵那市過疎地域持 続的発展支援基金	恵那市過疎地域持続的発 展支援計画に定める事業 に要する資金に充てるた め	過疎地域の持続的発展の支 援に関する特別措置法(令 和3年法律第19号)第14条 第2項に規定する総務省令 で定めるところにより算定 した額の範囲内において市 長が定める額
----------------------	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 2号

恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年2月24日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

産婦健康診査の実施に係る料金を定めるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

恵那市病院事業の設置等に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 239 号）の一部を次のように改正する。

別表中「(1)」を「1」に、「(2) 前号」を「2 前項」に、「無い」を「ない」に改め、同表市立恵那病院の部妊婦健診・検査の款の次に次のように加える。

産婦診査	健康診査	1 回	1 関係機関等との契約等による額 2 前項の契約等がない場合は、算定額に相当する額に、実費相当額を加算した額
------	------	-----	---

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議第 3号

恵那市子育て支援拠点施設設置条例の一部改正について

恵那市子育て支援拠点施設設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年2月24日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

恵那市こども元気プラザの使用時間を改めるため、この条例を定める。

恵那市子育て支援拠点施設設置条例の一部を改正する条例

恵那市子育て支援拠点施設設置条例（平成 19 年恵那市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「午後 6 時」を「午後 5 時」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議第 4号

恵那市福祉医療費助成に関する条例の一部改正について

恵那市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年2月24日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

子ども医療費助成の対象年齢を15歳から18歳に引き上げるため、この条例を定める。

恵那市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

恵那市福祉医療費助成に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「15 歳」を「18 歳」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議第 5号

恵那市老人福祉施設条例の一部改正について

恵那市老人福祉施設条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年2月24日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

特別養護老人ホーム福寿苑の定員を改めるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市老人福祉施設条例の一部を改正する条例

恵那市老人福祉施設条例（平成 17 年恵那市条例第 123 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（事業の種類及び定員）

第 3 条 施設の事業の種類及び定員は、次のとおりとする。

施設	事業の種類	定員
特別養護老人ホーム明日香苑	特別養護老人ホーム	60人
	短期入所生活介護	10人
ケアハウス明日香苑	軽費老人ホーム	20人
特別養護老人ホーム福寿苑	特別養護老人ホーム	70人
	短期入所生活介護	14人

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議第 6 号

恵那市消防関係手数料徴収条例の一部改正について

恵那市消防関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年2月24日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の額を改めるため、この条例を定める。

恵那市消防関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

恵那市消防関係手数料徴収条例（平成 16 年恵那市条例第 203 号）の一部を次のように改正する。

別表 37 の部液石法第 35 条の 6 第 1 項に規定する保安確保機器の設置等の認定を受けようとする者の款保安確保機器設置等認定の項手数料の額の欄中「110,000 円」を「98,000 円」に、同表 39 の部液石法第 37 条の 2 第 1 項に規定する貯蔵施設等の変更の許可を受けようとする者の款貯蔵施設等変更許可の項手数料の額の欄中「17,000 円」を「15,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、この条例により改正される前の条例の規定により課した、又は課すべきであった手数料については、なお従前の例による。

議第 7号

恵那市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

恵那市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年2月24日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

恵那市消防団員の出動報酬の額を改めるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を
改正する条例

恵那市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 205 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（団員の種類）

第 1 条の 2 団員の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- （1） 基本消防団員 次号に掲げる機能別消防団員以外の団員
- （2） 機能別消防団員 任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定される団員

第 2 条第 1 項を次のように改める。

団員の定員は、次の各号に掲げる団員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- （1） 基本消防団員 1,200 人
- （2） 機能別消防団員 220 人

第 2 条第 2 項中「基づき」を「基づき、」に、「条例定員」を「条例で定める定員」に、「前項の団員の定員」を「前項各号に定める数を合計した数」に改め、同条第 3 項中「基づき」を「基づき、」に、「条例定員」を「条例で定める定員」に、「の基本消防団員の定員」を「に規定する数」に改める。

第 8 条中「水火災その他の災害」を「災害（水火災、地震その他の災害をいう。以下同じ。）の」に改める。

第 12 条を次のように改める。

（報酬）

第 12 条 基本消防団員には、別表第 1 の左欄に掲げる階級の区分に応じ、同表右欄に定める年額報酬を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、基本消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれの勤務期間（基本消防団員がその職を離れた場合は、その日の属する月までの期間）に応じて年額報酬を 12 で除して得た額により計算した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を支給する。

- (1) 年度の途中において、団員に任命され、若しくはその職を離れた場合
又は団員として勤務しない期間がある場合
- (2) 年度の途中において、年額報酬の額の異なる階級に異動した場合
- 3 基本消防団員が、災害、警戒、行方不明者捜索等の職務に従事したときは、
1日当たりの出動時間につき別表第2に掲げる出動報酬を支給する。
- 4 基本消防団員が、会議、行事、訓練等の職務に従事したときは、1回につき
1,500円の出動報酬を支給する。
- 5 機能別消防団員が活動したときは、1日につき1,500円の報酬を支給する。
第12条の次に次の1条を加える。

(支給方法)

- 第12条の2 前条第1項及び第2項に規定する年額報酬は、年1回払いとする。
- 2 前条第3項及び第4項に規定する出動報酬は、年2回に分けて支給する。
 - 3 前条第5項に規定する報酬は、1か月ごとにまとめて支給する。
- 第13条を次のように改める。

(費用弁償)

- 第13条 基本消防団員が公務のため旅行した場合は、恵那市職員等の旅費に関する条例（平成16年恵那市条例第40号）の規定に基づき、団長にあつては部長相当職、副団長及び分団長にあつては課長相当職、その他の基本消防団員にあつてはその他の職員相当職とみなし、費用弁償を支給する。
- 2 費用弁償の支給方法は、恵那市職員の例による。
- 附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第12条関係）

階級	年額報酬の額
団長	71,950 円
副団長	51,400 円
分団長	35,450 円
副分団長	30,000 円
部長	22,250 円
班長	22,250 円
団員	21,700 円
音楽隊長	35,450 円
音楽隊員	23,875 円

別表第2（第12条関係）

出動時間	出動報酬の額
2時間まで	2,000円
2時間を超え4時間まで	4,000円
4時間を超え6時間まで	6,000円
6時間を超えるもの	8,000円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第 8号

恵那市学校給食センター設置条例の一部改正について

恵那市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年2月24日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

恵那市岩村学校給食センターの廃止に伴い、施設の名称を削るなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

恵那市学校給食センター設置条例（平成 16 年恵那市条例第 212 号）の一部を次のように改正する。

別表恵那市岩村学校給食センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

